

第10回犯罪被害者等基本計画検討会

平成17年11月7日
厚生労働省

重点課題に係る具体的施策

相談及び情報の提供等（基本法第 11 条関係）

（14）医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び

医療機関における情報提供等の充実 [厚生労働省]

支援のための諸制度に関する案内書、申込書を常備し提供する機関として精神保健福祉センター、保健所に加え医療機関、とくに第3次救急医療機関も含めてほしい。【犯罪被害者団体】

骨子（第 11 条関係（14）ア）に記載されているとおり、医療機関が犯罪被害者等支援に関わる諸機関・団体等と連携協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進してまいりたい。

なお、骨子（第 11 条関係（14）ア及びイ）にあるとおり、民間法人中心の医療機関が果たし得る機能、役割は、行政機関である保健所等とは自ら異なるものであることにご留意いただきたい。

(19) 自助グループの紹介等

[内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省]

警察、地方検察庁、教育委員会、医療機関や保健所等は関係支援機関の情報提供の際、被害者同士の情報交換を行う自助グループについての情報提供についても冊子に明記してほしい。【犯罪被害者支援団体】

ご要望の「冊子」については、骨子（第11条関係(22)）に記載されているとおり、「法務省及び警察庁において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分な周知を行う」こととされていると承知している。

厚生労働省としては、医療機関、保健所等における当該「冊子」の配布等について関係省庁から要請があった場合には、可能な限り、協力をしてまいりたいと考えている。

なお、骨子（第11条関係(14)ア及びイ）にあるとおり、民間法人中心の医療機関が果たし得る機能、役割は、行政機関である保健所等とは自ら異なるものであることにご留意いただきたい。

国民の理解の増進（基本法第20条関係）

（14）調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての

国民理解の増進〔内閣府・厚生労働省〕

サリンの知識のない国民が、サリン被害者を差別視し、サリン被害者はそれらに耐えて生きていることを国は認識してほしい。【パブリックコメント】

犯罪被害者に対する差別の防止など国民の理解の増進等への取組については、骨子（基本法第20条関係(14)）に基づき、内閣府において対応していくものと承知している。

一般の国民が遭遇する可能性の高い、被害が起こった直後の「救急救命」に関する国民の理解を高めるべき。【パブリックコメント】

厚生労働省・総務省消防庁においては、救急の日を設定するなど国民の理解を高めるための取組を行っているところである。

今後とも、「救急救命」に関する国民の理解を高めるため、総務省消防庁等の関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組んでまいりたい。